

【ケアプランを自己作成する場合の手順】

- (1) 茅ヶ崎市介護保険課へ「ケアプラン自己作成」することを伝えてください。自己作成の方法の説明と必要な用紙をお渡しします。
- (2) 「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（新規・変更）届出書」を保険者（茅ヶ崎市介護保険課）へ提出してください。
- (3) 次の書類を自分で作成し、介護保険課の窓口へ提出し確認印を受ける必要があります。

〔要支援1・2の方が提出する書類〕

- ① 介護予防サービス・支援計画表
- ② サービス利用票／サービス利用票別表

〔要介護1～5の方が提出する書類〕

- ① 居宅サービス計画書（1）
- ② 居宅サービス計画書（2）
- ③ 週間サービス計画表
- ④ サービス利用票／サービス利用票別表

※これらの書類は、サービスを開始するときに必ず作成しておかなければならないものです。利用を開始した後も、要支援・要介護状態が変化したり利用するサービスを変更するときには、必ず見直し作成します。その後は、状況が変化した場合、介護度が変更した場合は、その都度提出をお願いします。

※「サービス利用票／サービス利用票別表」は、予定（月初）と実績（月末）とこれらの書類は、サービスを開始するときに必ず作成します。利用を開始した後も、要支援・要介護状態が変化したり利用するサービスを変更するときには、必ず見直し作成します。その後は、状況が変化した場合、介護度が変更した場合は、その都度提出をお願いします。

- (4) 要介護状態区分によって決められている支給限度額内であれば、原則としてかかった費用の1割を利用者負担として支払って、サービスが利用できます。
- (5) ケアプランがないままサービスを利用した場合は、一旦全額自己負担になりますが、利用月の翌々月に市に申請をすると保険給付分が償還払いされます。ただし、支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、全額自己負担となります。

上記の書類を自己作成することが困難な場合

介護保険制度では、ケアマネジャー（介護支援専門員）という専門職がいます。サービス利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるよう導いてくれます。

要支援1・2の方は『地域包括支援センター』へ、
要介護1～5の方は『居宅介護支援事業者』へご相談ください。

※ケアプラン作成費用は全額介護保険で支払われますので、自己負担額はありません。